

群馬県精神保健福祉協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は群馬県精神保健福祉協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を前橋市野中町368番地（群馬県こころの健康センター内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発
- (2) 精神保健福祉に関する関係機関との連絡協調
- (3) 精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進
- (4) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は本会の主旨に賛同する個人又は団体とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会するとき。但し、書面をもって、会長に届け出るものとする。
- (2) 3年以上会費を未納したとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員で、この会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

(会費)

第9条 会員は、別に定められた規定により、会費を納入しなければならない。

第 3 章 役 員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2 名

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 常任理事は、本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
- 5 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員選出)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 ただし、次条第2項による辞任により役員が欠員となった場合に限り、当該役員の後任の職にある者を補欠役員として総会で選任されたものとみなす。

(役員辞任)

第14条 役員は自らの意思でいつでも辞任することができる。その場合、会長にその意思を書面で提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、選任されたときの職を離れ、本会の事業に参画できなくなったときは、自らの意思で辞任したものとみなす。

第4章 会 議

(会議)

第15条 会議は、総会、理事会および常任理事会とし、会長が召集する。

(総会)

第16条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 2 総会は年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、開催できるものとする。
- 3 総会は会長が議長となり、出席者の過半数をもって議決する。但し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。
- 4 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画ならびに事業報告に関する事。
 - (2) 予算並びに決算に関する事。
 - (3) 会則に関する事。
 - (4) 役員選任に関する事。
 - (5) その他、重要事項に関する事。

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事および常任理事をもって構成し、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 総会に提出すべき事項は、理事会の議決を要する。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会長が議長となる。

2 常任理事会は、常任理事の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

3 常任理事会は、本会の常務を掌るうえで必要な事項を、定めることができる。

(委任状)

第19条 総会、理事会、常任理事会に出席できない場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

第5章 会 計

(会計)

第20条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年5月24日から施行する。

この会則は、令和2年5月24日から施行する。